

6-キ 理解促進事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を実施し、障がい者等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するために地域社会の側への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とし、その実施に対する費用の一部又は全部を助成するものである。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に在住し住民基本台帳に記載されている者又は本市内で障がい者等に係る事業を実施している事業所若しくは団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助金の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合
- (2) その他市長が適当でないと認めた場合

(事業内容)

第3条 事業内容は、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とし、実施にあたり特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つよう努めるものとし、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 教室等開催

理解を深めるための教室等を開催し、障がい特性をわかりやすく解説したり、手話や介護等を実践したりする。

(2) 事業所訪問

障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し、職員や当事者と交流し、障がい者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

(3) イベント開催

有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障がい者等に対する理解を深める。

(4) その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

(事業申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、事業実施前に、長久手市理解促進事業費申請書に事業内容の詳細がわかるものを添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 助成額は1度の研修・啓発事業（同日に同一の研修・啓発事業を行う

場合も1度と算定する)に対し50,000円を上限とする。

- 2 費用が前項の上限に満たないときは実際に掛かる金額を上限とする。
- 3 助成金の交付は、1団体あたり同一内容の事業につき3回までとする。
(交付決定)

第6条 第4条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは長久手市理解促進事業費交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第7条 申請者は、理解促進事業を中止しようとする場合は、速やかに長久手市理解促進事業中止申請書を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成の交付決定を受けた者は、事業についての実績報告書を当該事業終了後速やかに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付をするものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令6年4月1日から施行する。